

入居のしおり



東通村

目 次

1. 目的	P2
2. 対象者	P2
3. 使用の手続き	P2
4. 使用料	P2
5. 所管課・連絡先	P3
6. トレーラーハウスの所在地及び位置	P3
7. トレーラーハウスの概要	P3
8. 設備・備品	P4
9. Wi-Fi 環境	P4
10. 駐車場	P4
11. ゴミ集積所について	P5
12. 教育・福祉・医療、その他の環境について	P5
13. 団地内の集会施設等	P5
14. 使用者の遵守事項	P6
15. 禁止行為	P6

1. 目的

このトレーラーハウスは、移住希望者（インターンシップ・地域おこし協力隊など）が東通村での生活を体験できる機会を提供します。

東通村への移住定住を促進し、東通村の活性化を図ることを目的としています。

また、災害時には被災者及び災害支援活動に従事する者や派遣者等への対応を可能にするものです。

2. 対象者

- ① 村外在住者であって、在住地からの移住を検討している者及びその家族
- ② 村外在住者であって、村内でインターンシップ又は地域おこし協力隊及び研究活動を行う者
- ③ 災害等により住家が滅失した者及び、災害支援活動に従事する者、派遣者等

3. 使用の手続き

- ① トレーラーハウスの空き状況や使用希望についてご連絡ください。
- ② 使用開始希望日の 7 日前までに東通村居住用トレーラーハウス使用申請書（様式第 1 号。に身分証明書の写しと誓約書（様式第 2 号）提出してください。
- ③ 村が内容を審査し問題がなければ東通村居住用トレーラーハウス使用決定通知書（様式第 3 号）を交付します。その際に使用料の納入通知書を一緒に渡しますので期限内にお支払いいただきます。
- ④ 使用期間は連続した 3 日以上 1 年以内となります。

4. 使用料

区分	期間	基本使用料	日額加算	備考
ショートプラン	3日以上14日以内	3,000円	600円/日	
ロングプラン	15日以上	5,000円	400円/日	

備考

- 1 基本使用料には、トレーラーハウスの使用に伴う電気料、プロパンガス使用料、上下水道料、寝具料、清掃管理費を含みます。
- 2 上記以外の経費は、使用者の負担となります。

5. 所管課、連絡先

〒039-4292

青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34

東通村企画課

TEL : 0175-33-2263 (企画課直通)

FAX : 0175-27-2130

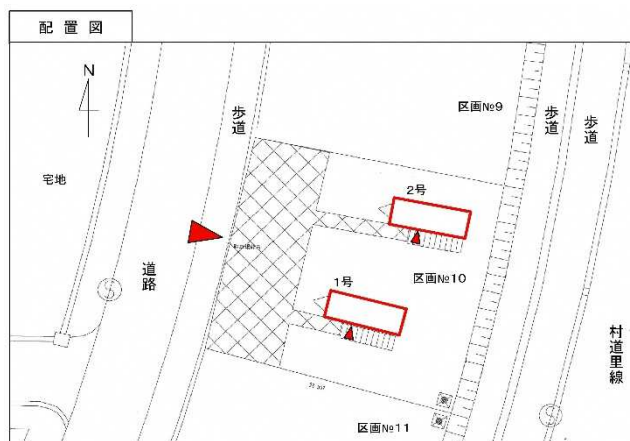
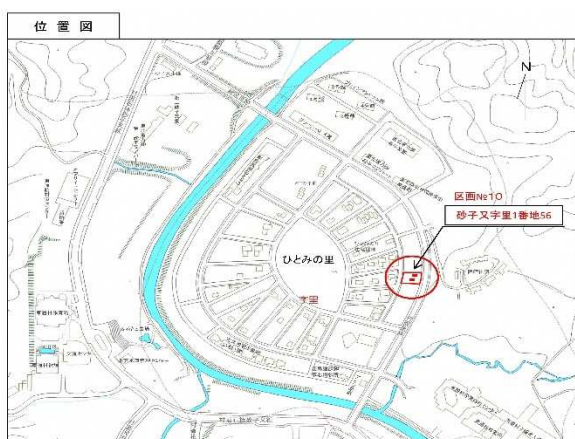
e-mail : kikaku@vill.higashidoori.lg.jp

6. トレーラーハウスの所在地及び位置

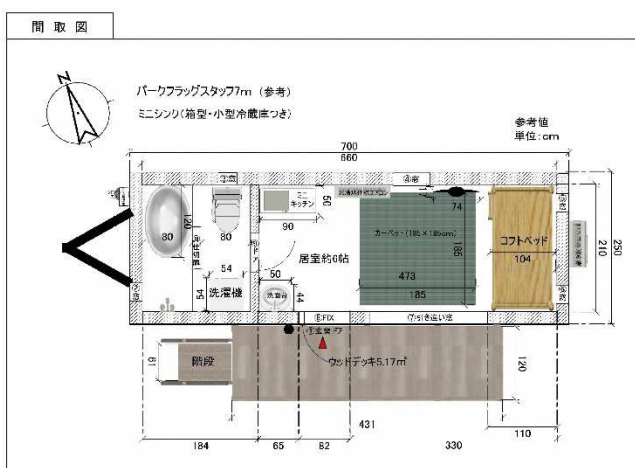
〒039-4222

青森県下北郡東通村大字砂子又字里1番地56

ひとみの里トレーラーハウス(1号・2号)



7. トレーラーハウスの概要



横 7.0m×縦 2.5m=17.5㎡ (5.3坪)



8. 設備・備品

- 冷暖房エアコン
- 冷蔵庫
- 洗濯機
- 風呂（シャワー付き）
- 浴室
- 洗面化粧台
- ロフトベッド
- デスクチェア
- ミニキッチン
- IHコンロ
- 洋式シャワートイレ
- 32V型テレビ
- 電子レンジ
- 給湯器
- ウッドデッキ
- 掃除機
- 電気ケトル
- ドライヤー
- 壁掛時計
- ローテーブル
- 昇降式物干し
- 郵便受け
- クイックルワイパー
- 浴槽掃除用スポンジ
- ゴミ箱
- バケツ
- 衣装ハンガー
- 洗濯干しハンガー

※食器類、調理器具、洗剤、シャンプー類なし

9. Wi-Fi 環境

ひとみの里トレーラーハウスでは Wi-Fi 設備を設置しておりませんので個人でのご用意が必要となります。

10. 駐車場

駐車場はトレーラーハウス1号と2号で共同ですので、お互いに半分を目安に越えないよう使用にしてください。

1 1. ゴミ集積所について

右の写真の緑の建物がごみの集積場所となります。
東通村 HP よりごみカレンダーをご覧ください。



URL : <http://www.vill.higashidoori.lg.jp/kensui/page000081.html>

村民の方へ → 生活環境・ごみ → ごみの収集

【可燃ごみ】毎週月・木曜日 【不燃ごみ】毎月第1・3水曜日

【粗大ごみ】毎月第2水曜 【資源ごみ】金曜日

東通村指定ごみ袋を購入ください。HP へごみ袋取扱所一覧が掲載されております。

お近くに マエダ プチマート東通店 がございます。

※ごみは決められた日の午前8時までには収集場所に出してください。

きちんと区分とルールが守られなければ回収されません。

【ごみに関するお問い合わせ】東通村健康福祉課 TEL : 0175-28-5800

1 2. 教育・福祉・医療、その他の環境について

小学校	東通小学校	約0.2 km
中学校	東通中学校	約0.2 km
保育所・幼稚園	こども園ひがしどおり	約0.2 km
福祉施設	東通村保健福祉センター	約0.1 km
医療施設	東通村診療所	約0.1 km
医療提供施設	アイン薬局東通村店	約0.1 km
保健施設	東通村老人保健施設	約0.1 km
防災拠点施設	東通消防署・オフサイトセンター	約0.5 km
商業施設	プチマート東通店（マエダストア）	約0.1 km

1 3. 団地内の集会施設等

「ひとみの里」住宅団地には村有の集会施設がありませんので、東通村体育館を利用いただくか、あるいは「ひとみの里」内に開所した、東北電力(株)東通原子力発電所立地地域事務所施設内のイベントホール「あがさいホール」がご利用いただけます。

14. 使用者の遵守事項

- ① 留守や就寝時に施錠するなどトレーラーハウスを善良に管理すること。
また、鍵を紛失したときは、速やかに村長にその旨を報告すること。
- ② 火気の取扱いに注意すること。
- ③ 水道の凍結防止に配慮すること。
- ④ 備付けの備品等を適切に取り扱うこと。
- ⑤ トレーラーハウスの置かれた敷地等の除草や除雪を適宜行い、敷地を適正に管理すること。
- ⑥ ごみは収集場所の決められたルールに従い排出すること。
- ⑦ トレーラーハウスの使用期間が満了したときは、直ちにトレーラーハウスの鍵を村長に返却し、原状に復すること。
- ⑧ その他、トレーラーハウスの使用に関し村長が必要と認める事項を守ること。

15. 禁止行為

- ① 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- ② 近隣住民の迷惑になるような行為
- ③ トレーラーハウスの改修又は増築
- ④ 土地の形質の変更
- ⑤ トレーラーハウスを利用する権利の他人への譲渡又は転貸
- ⑥ 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布
- ⑦ 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為
- ⑧ 物品の販売、興行、寄付の要請その他これに類する行為
- ⑨ 展示会、その他これに類する行為
- ⑩ ペットの同伴
- ⑪ 別荘としての利用
- ⑫ トレーラーハウス内での喫煙
- ⑬ その他トレーラーハウスとしての使用にふさわしくない行為

どうぞよろしくお願ひします。



東通村企画課